

## 平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 4 回会議要旨

### <開催日>

平成 27 年 7 月 3 日（金）

### <場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、福井委員、藤野委員、野澤委員  
事務局（2 名）

三枝主査、榎本主任

説明者（3 名）

景観と地区計画課長、地域整備課長、建築指導課長

### <開会>

#### 【部会長】

それでは、第4回外部評価委員会第1部会を開催したいと思います。

本日は、計画事業の外部評価に当たり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会会長の加藤です。部会の委員は、野澤委員、小池委員、藤野委員、福井委員です。

それでは、計画事業69「景観に配慮したまちづくりの推進」についてヒアリングを始めたいと思いますが、まず、事務局から体系説明をお願いします。

#### 【事務局】

計画事業69「景観に配慮したまちづくりの推進」の体系についてご説明します。

第二次実行計画の162ページをご覧ください。上から8段目が計画事業69「景観に配慮したまちづくりの推進」です。この事業は、個別目標「歴史と自然を承継した美しいまち」に位置付けられた計画事業で、二つの枝事業があります。この個別目標は、まちなみや建造物などの歴史的景観や高低差の大きい変化にとんだ地形、緑や水辺などの自然景観と調和した個性的で美しい景観に配慮したまちの実現を目指していくというものです。この個別目標の基本施策とな

る「地域特性に応じた景観の創出、誘導」の中に、この事業が位置付けられています。

計画事業69「景観に配慮したまちづくりの推進」は、景観法に基づく新宿区景観まちづくり計画を運用するとともに、地域住民と連携を図りながら地域の景観特性に基づく区分地区の拡充等の取組や新宿区にふさわしい屋外広告物の景観誘導施策を推進していく事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

ただ今の体系について、何か補足等あればお願いします。なければ、評価シートについてご説明をお願いします。

**【説明者】**

景観と地区計画課長です。どうぞよろしく申し上げます。

計画事業69「景観に配慮したまちづくりの推進」についてご説明します。

本事業は、事務局から説明があったとおり、景観まちづくり計画の運用、そして、地域住民と連携を図りながら地域の景観特性に基づく取組を行うというものです。

また、平成26年度は、新たに屋外広告物の景観誘導についても取り組みました。

目標設定ですが、指標1「地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績」、指標2「区分地区の指定の進捗」及び指標3「新宿区景観形成ガイドラインの改定」が、景観まちづくりの推進のほうの目標です。指標4「屋外広告物の景観誘導施策の策定」が、屋外広告物の景観誘導推進の目標です。

それぞれ具体的にどういうことを行ってきたのか説明します。

景観まちづくりの推進ですが、平成26年度は四谷駅周辺地区について行いました。これは、既にでき上がっている四谷地区の都市計画をベースに景観を考えていくものです。

区では、景観法に基づく景観計画を持っており、それは全地区を景観計画の地区としているのですが、その中でもある一定のところは特別な景観のルールを創ろうということを進めています。例えば、水と緑の神田川・妙正寺川地区などで、各地区で景観の特別なルールを作っています。今回、四谷の周辺でも地区計画が定められたので、それに基づいて特別な景観のルールを定めていこうということに取り組んでいます。

どういった景観のルールを作るかというと、まず、景観の形成方針を定めます。四谷地区の場合、四谷の歴史を振り返り、それが平成25年の四谷周辺地区の地区計画策定につながったということで、それらを文章化しています。

次に、方針ですが、大きく分けて三つの方針を立てています。

一つ目がにぎわいの拠点にふさわしい駅前景観の形成、二つ目が豊かな緑の保全と創出、三つ目がまちの魅力を相互に結びつける歩行空間の整備です。

具体的にどのような基準があるかということ、景観形成基準というものがあります。ここでは、どのような建物を景観の観点から見ているかということを決めています。例えば、建物の新築、増築等の場合、建物の高さ10m以上又は延べ面積で300㎡以上の建物に関して景観のルー

ルを適用して見ていこうというものです。いつ見るかと言うと、建築確認申請の前に景観の届出をするのですが、その際に今説明した景観の基準にのっとっているかどうかを見えています。区の職員が、大学教授である景観のアドバイザーとともに、建築確認申請の前段階で設計内容を確認し、基準を満たさないところがあれば直していただくよう協議しています。あくまでも協議という形をとっており、決して命令というような形ではありません。設計者と話し合いを通じてより良い設計にしていこうということで直すものであり、設計者の自由度も踏まえた上で基準をどこまで守っていただけるか、尊重していただけるか、協議をしているものです。

具体的にどのような基準かと言うと、例えば、形態意匠の基準を定めています。こちらは、数字では定めていません。また、色の指定又は禁止というような形でも定めていません。このような配慮をしてほしいという事項を定めています。定量的というより、むしろ定性的な形で定めていて、これに基づいて協議を行います。

数字で定めていけば、数的基準に合うか合わないかということだけなので、協議は必要なくなります。しかし、景観の場合は、白と黒で分けられるようなものではなく、相当に自由度があり、その中で全体の調和を図っていくことが重要です。建物のほかにも、工作物や開発行為などについても協議させていただいています。

続いて、屋外広告物についてです。

平成27年度から屋外広告物の協議もできるようにしたのですが、平成26年度はそのための準備をしました。

建築物を新築する際に景観事前協議を行っているのですが、東京都屋外広告物条例に基づくもの、あるいは一定の規模以上のものについて、屋外広告物単体で景観協議をさせていただいています。東京都屋外広告物条例に基づくものは、例えば、電車やバスの広告、アドバルーンなどがあります。そのほか、土地や建物に定着するもの、ある一定の期間に設置するものについても見ていこうと考えています。

建物を建てる段階では、屋外広告物のことをあまり考えていないことが多いのですが、商業地域などでは、屋外広告物を後から付け加えることが相当多いだろうと思われれます。建物の景観を協議する際に、屋外広告物もありきで景観協議したほうが、周辺への影響が見やすいということもありますので、できる限り事前協議を行っていこうと考えています。

続いて、屋外広告物のガイドラインについてご説明します。協議に当たっての基準として、区全域のガイドラインと、歌舞伎町地区と外濠周辺地区の地域別のガイドラインを定めました。

特に、歌舞伎町地区は、屋外広告物が多くあるところです。そうしたところで、屋外広告物をうまく利活用したまちづくりができないかと考え、ガイドラインを作りました。

例えば、本来であれば大壁面一面に広告物を掲げることは屋外広告物の条例上できないことになっていますが、逆にそれを認めて、その代わりに景観にふさわしい広告にさせていただき、広告収入をまちの美化等まちづくりに還元していくということを考えたガイドラインです。

外濠周辺地区のガイドラインは、外濠の景観を守っていくため、屋外広告物をなるべく抑制してくるということを考えたガイドラインです。

このように、区全域のガイドラインのほかに地域別ガイドラインも作り、事業を進めています。

説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

目標設定は四つありますが、そのうちの三つが今ご説明になった事業に係るものということですね。それから、四つ目が屋外広告物に係るものだという事ですね。ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明について何かご質問等ありましたらお願いします。

**【委員】**

事業の評価についての説明がありませんでしたが。

**【部会長】**

そうですね。では、事業の評価についての説明もお願いします。

**【説明者】**

分かりました。

まず、総合評価としては、計画どおりに進んでいると評価します。

進捗状況・今後の取組方針ですが、平成26年度の課題としては、先ほどご説明したような基準を立てるということ、屋外広告物の考えを構築するという事を方針に立てました。そして、実際の取組としてそれらをしっかりと行い、現在に至っています。

そして、平成27年度の取組の概要ですが、今後も四谷の区分指針に関しては、まちづくりの進捗に合わせていろいろなことを行っていく予定です。また、屋外広告物に関しては、しっかりと運用をしていきたいと考えています。

第二次実行計画期間を通じた分析ですが、このようなことをしっかりと取り組んできたので成果があったと考えています。課題としては、今申しあげたことと同じであり、今後も、区分地区で定められることは定めていく、また、屋外広告物に関してもしっかりと運用していくということです。

第三次実行計画に向けた方向性は「継続」としてしています。これは、第二次実行計画で作りに上げたものをそのまま実行していくということが非常に重要ですので、今回も継続ということでまとめさせていただきました。

**【部会長】**

目標設定についても説明をお願いします。どういう根拠で指標を設定し、どれほど達成したとお考えなのでしょう。

**【説明者】**

指標1「地域の景観特性に基づく区分地区の指定実績」ですが、地域特性に基づく区分地区というのは区全域を景観の地域にしているものの、やはり特別な地域はありますので、それを選んで指定していくということで、年度ごとに地区数を区切って目標値を設定しています。

指標2「区分地区の指定の進捗」は、それらのものを作成していくに当たって時間が掛かりますから、年度ごとにどこまで進めるべきかを踏まえて設定しています。

指標3「新宿区景観形成ガイドラインの改定」ですが、こちらは景観の協議に使うガイドラインの改定を行うものです。こちらのほうも時間が掛かるので、年度ごとに区切って目標を設定しています。

指標4「屋外広告物の景観誘導施策の策定」ですが、協議がなかなか進まないということもあり、やはり時間がかかるものですから、年度ごとにどれほど進めていくかということで設定しました。

**【部会長】**

指標2ですが、調査・検討で25ポイント、まちづくり組織との協議で50ポイント、審議会の審議で75ポイント、策定で100ポイントとあります。合算すると250ポイントになりますね。これはどういうことなのでしょうか。

目標水準の表記についても、どのように解釈すればいいのでしょうか。「100ポイント×2地区」、「25ポイント×2地区」とは、どういうことでしょうか。

**【説明者】**

平成25年度の実績が75ポイント、平成26年度の実績が125ポイントです。平成26年度の実績である125ポイントの内訳は、東口地区で75ポイント、四谷駅前地区で50ポイント、足して125ポイントとなります。

**【部会長】**

ですから、2地区の合計で最終的に250ポイントとすることを目指しているということですね。

**【説明者】**

そうですね。

**【部会長】**

平成26年度の実績の内訳については、備考欄に書いてあるので分かるのですが、平成25年度の実績などはよく分かりません。

**【説明者】**

平成25年度の75ポイントは、新宿駅東口地区のことです。

**【部会長】**

平成24年度の実績50ポイントというのはどこの地区の話ですか。

**【説明者】**

これは、新宿駅東口です。

**【部会長】**

次の平成25年度の75ポイントも新宿駅東口でしょうか。

**【説明者】**

そうです。新宿駅東口です。平成24年度に50ポイント進んだのが、平成25年度には75ポイン

トまで進んだのです。

**【部会長】**

平成26年度は、それに四谷地区の50ポイントがプラスされたということですね。

**【説明者】**

そうです。四谷地区の50ポイントが加わったのです。平成26年度は2地区です。平成25年度までは1地区です。

平成26年度は50+75で125ポイント、つまり新宿駅東口地区と四谷地区を合算して125ポイントということです。

**【部会長】**

そうですね、ですから今のところ手掛けているのは2地区ですよ。

平成27年度には新たにもう2地区手掛けるということですね。

**【説明者】**

はい。新たに2地区が入るので、目標が250ポイントに上がりました。

**【部会長】**

それで、平成26年度の目標値が200ポイントとなっていますが、これは2地区が100ポイントずつということで200ポイントということですか。

**【説明者】**

そうです。2地区100ポイントずつで目標値は200ポイントです。

**【部会長】**

そのうち125ポイント実現しているから、62.5%の達成率だということですね。

**【説明者】**

はい。200ポイントの目標に向けて努力してきましたが、策定に当たっての住民の方々の意向などを踏まえ、まだ話し合いを継続して行っているところです。

**【部会長】**

すると、平成26年度の目標地200ポイント、平成27年度の目標値250ポイントということを見ると、平成27年度に実施する新たな2地区というのは、それぞれ25ポイントずつ進めるということしか考えてないことですね。

**【説明者】**

1年間でできる範囲のことをやろうと思っています。

**【部会長】**

25ポイントということは調査・検討でいいということですね。

**【説明者】**

はい。

**【部会長】**

分かりました。そのように説明していただかないと少し分かりませんでしたね。

**【委員】**

対象の地区が七つほどあるのですが、みんなきれいなところばかりのような気がします。区内にはもっと優先されるべきところもたくさんあるのではないかと思うのですが、対象の地区はどのように選ばれたのか教えてください。

**【説明者】**

まず、景観まちづくり計画を立てるときに、いろいろな方のご意見をお聞きしました。地元の方、住民の方、学生の方、そういった方々のご意見を踏まえて対象地区を選んできたという経緯があります。ただ、その後、対象地区を追加しています。新たなまちづくりが行われているようなエリアを追加していこうというもので、まさに四谷もそうだったのですが、その前には神楽坂地区なども追加しています。

ですから、今後も、新たにまちづくりが行われてまちの趣が変わっていくようなところは、このような景観の特別なルールも考えていこうと思っています。

**【委員】**

それでは、アンケート等で、例えば一般の方の意見というのはあまり伺わないということですか。

**【説明者】**

その地区の方のご意向は、もちろんお聞きします。

**【委員】**

区内には景観が良さそうなところが多いように思えるのですが、景観が悪いところについて少しお考えになってはいかがでしょうか。

**【説明者】**

はい、分かりました。

**【委員】**

計画自体は非常にいいと思うのですが、ただ、住民の理解が得られないという話が耳に入ってくる人が多いです。計画を推進することに力を入れて、いろいろな方の意見を聞いたりしているのですが、実際にどのように決まったかの公表がそれほど重要視されていないという印象があります。

いろいろな方がいるとは思いますが、やはりもう少し丁寧なやり方で進めていただきたいと思います。これからの方針としては、どのようにお考えですか。

**【説明者】**

そういうご心配が多々あることは存じ上げています。計画を策定する際にもご意見をいただきますし、まちづくりの会や協議会といったものを開催しますので、ご意見をいただいたということを地域の方にお知らせするニュースを発行しています。こちらのニュースは、全戸配布していますし、また、遠くに住んでいる地権者にも郵送していますので、このニュースを読んでもいただければお分かりいただけるものと思っています。

**【委員】**

私も先ほどの委員と同じ意見なのですが、やはり一番景観が悪いところから取り組んでいか

なければならぬのではないかと思います。現状きれいなところを選んでるような感じがします。

**【委員】**

そうですね。悪いところは直していくということですね。

**【部会長】**

よろしいでしょうか。

それでは、次の事業に入りましょう。次は、計画事業70「地区計画等のまちづくりルール」の策定です。事務局から体系説明をお願いします。

**【事務局】**

事務局から体系についてご説明します。

第二次実行計画の162ページをお開きください。上から12段目が、計画事業70「地区計画等のまちづくりルールの策定」です。

この事業は、個別目標「地域の個性を活かした愛着を持てるまち」に位置付けられた事業です。この個別目標は、地域の特性や魅力を十分にいかした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着が持てるまちを目指していくというものです。

この個別目標の基本施策「地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり」の中に、この事業が位置付けられています。

計画事業70「地区計画等のまちづくりルールの策定」は、地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりのルールを定めていく事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

**【部会長】**

それでは、事業についてご説明をお願いします。

**【説明者】**

それでは、まず目標設定から説明させていただきます。指標1として、地区計画等策定面積を設定しています。平成24年度から平成27年度の合計で245haを目標としており、地区内の特別なルールを定めてより良い環境をつくっていくという観点から、目標設定をしています。

指標2として、まちづくり協議会等の団体数を設定し、各年度14団体程度を目標としています。

指標3として、まちづくりルール取りまとめ数を設定としています。まちづくりのルールを定めていくにも時間が掛かるので、1年で一つ定めていくことを目標に設定しています。

指標1については、4年間で245ha、1年で約60haを目標としており、平成26年度は28haの面積について地区計画を策定しました。達成率は約46%になります。

指標2ですが、まちづくりの協議会の団体数を14団体つくることを目標としており、実際に14団体作っていますので、達成率は100%です。

指標3ですが、平成26年度は1か所定めることができましたので、達成率は100%です。上落

合地区1地区に新たな防火規制を定めました。

続いて、事業の評価についてです。

まず、サービスの負担と担い手ですが、地区計画を定めるに当たって、地域と住民が協働して取り組んでいますので、「適切」と評価しています。

次に、適切な目標設定ですが、ルールをつくるに当たっては時間が掛かるものですから、現在の目標設定は「適切」と考えています。

効果的・効率的な視点ですが、業務委託やまちづくり相談員の活用などにより、効果的・効率的に事業を進めています。

目標の達成度ですが、面積的には地区計画の策定は約47%でした。しかし、目標に挙げた数の団体としっかり協議をしているということ、また、まちづくりのルールを一つ定めることができたということで、「達成度は高い」と評価しています。

総合評価としては、以上のようなことを踏まえて「計画どおり」としています。

今後の進捗状況・取組方針ですが、今まさに実施しているまちづくりのルール策定に対して、協議をしっかりと進めていきたいと考えています。特に、快適で魅力あふれる都市空間の創造というような観点からのまちづくりと、高度防災都市化、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりといった、安全・安心の観点からのまちづくりをしっかりと進めていきます。

説明は以上です。

#### 【部会長】

では、ご質問をお願いします。

それでは、私から質問します。

目標設定ですが、この三つの指標を設定していますが、地区計画の策定面積数や協議会の団体数には何か根拠はあるのでしょうか。

#### 【説明者】

我々のほうでルールづくりができる範囲というのはやはり限られていますので、これまでの実績等を踏まえ、60haや14団体という目標値を立てています。今後、目標値を見直す必要があるとは思いますが、第二次実行計画の中ではこの目標値を設定しています。

#### 【部会長】

分かりづらい指標のような気がします。例えば、60haであれば、ある特定の地区が60haというような根拠を示していただければ分かるのですが、今の説明では分かりません。14地区の根拠も分かりません。今まで大体このぐらいのペースで実施してきたというようなご説明があればいいのですが、それも分からないですし、その辺の説明に不足があると感じます。

#### 【説明者】

今までまちづくりに取り組んできた中で、我々が経験してきた数字を基にして目標値を設定しています。

#### 【委員】

そうであれば、平成26年度は目標値60に対して28しかできなかったというのはどうしてなの

でしょうか。あと、まちづくり協議会の団体数が平成26年度は14ということですが、全体はいくつぐらいあるのですか。それで、何年かけて全部を終わらせようとしているのでしょうか。

**【説明者】**

28haについては、今回新たな防火規制をつくろうとしたところの面積です。

また、14団体ですが、これはまちづくりをやろうとしている団体の数で、我々としてもいろいろ働き掛けを行ってはいますが、なかなか増えていかないのが現状です。

いつまでにまちづくりのルールを全部決めるのかということについては、大きな目標としては持っているべきだと思いますが、やはり地域の方々のまちづくりに対する盛り上がり、機運が大切なので、我々のほうからの働き掛けだけではなかなか進みません。

実際に、ある地域で都市計画道路が拡張されたのでまちづくりをしませんかと持ち掛けたところ、まだやらなくていいと断られた例もありました。ですので、こうした数字を伸ばしていくというのはなかなか難しいと思っています。

**【委員】**

まちづくり協議会というのは新たに作られているものなのですか。

**【説明者】**

まちづくりの団体のエリアというのは、町会のエリアなどと全く一致しているということではなく、重なっていたり、あるいはほんの一部ということであったりしますので、協議会は新たに作ります。

**【委員】**

目標値が毎年14団体ということで100%ずつ成功しているということですが、実際に活動しているのですか。

**【説明者】**

活動しています。ルールづくりもしっかり検討しています。その上で、1地区ずつ指定してきているところです。

**【委員】**

まちづくり協議会で決まったことには、住民は従わなければならないのですか。

**【説明者】**

はい、今後建物を建築する際はそのルールに従うことになります。

**【委員】**

そうすると、この協議会で決まったことについて、協議会に参加しない人や参加していても賛成しなかった人に対しても影響があるということなのですか。

**【説明者】**

たしかに、協議会が発足しても出られる方というのは地域の方全員ではありません。しかし、全員の意向を把握する必要がありますので、アンケートをとったり、あるいはニュースを発行して意見をもらったり、いろいろなことで意向把握をしています。意向把握に時間が掛かるので、まちづくりには時間が掛かるのですが、そうした中でも何度も説明会を開いて地区計画を

策定しています。ですので、地域の方々のご意向はしっかり把握しているところです。

【委員】

再開発等促進地区に神宮外苑地区と上落合地区が指定されたのは、どういう理由なのでしょう。木造住宅が何%、住宅密集度が何%というような基準でもって決められていくのですか。

【説明者】

例えば、四谷の再開発などは、小学校が廃校になったのでそこにビルを建てるというような計画がありました。そのような計画があるようなところについて、地区計画を定めていこうというところです。

【委員】

上落合地区はどうですか。

【説明者】

上落合地区のほうは再開発ではなく、新たな防火規制を指定するという観点で定めています。

【委員】

では、全く形は違うのですか。

【説明者】

全く違います。こちらのほうは老朽建築物が多いというような観点で地区を指定しています。

【部会長】

新防火規制というのは何かイメージが違うのですが。トップダウンでかけてしまうような感じがします。これは、まちづくり協議会などを作るのでしょうか。

【説明者】

まちづくり協議会をつくらうと思ったのですが、既に地元の方がまちづくり団体をつくられていました。その中で地区計画も検討するのですが、新たな防火規制のほうを優先的に進めてしまおうという動きがあったので、私どもとしてもその動きを尊重しました。

【部会長】

新たな2地区の説明がありましたが、それはどういった根拠で指定されたのでしょうか。

【説明者】

新たな2地区は、新宿駅西口と西早稲田です。

新宿駅西口のほうは、今まちづくりが進んでいる地区なのでそれに合わせてということであり、西早稲田のほうは、既に西早稲田のルールができていますので、それに合わせて作っていきたいと考え、指定しています。

【委員】

四谷地区は民地の買収があったのですよね。

【説明者】

いえ、ありません。

【委員】

落合のほうもないのですか。

**【説明者】**

ありません。

**【部会長】**

神宮外苑地区の地区計画における神宮外苑というのは、新国立競技場のところですか。

**【説明者】**

新国立競技場を含んだ広い範囲です。

**【部会長】**

分かりました。もう少し全体に丁寧に説明していただかないと、理解するのに苦労してしまいます。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

**【事務局】**

計画事業42「建築物等の耐震化強化」について体系説明をします。

第二次実行計画の156ページをお開きください。上から1段目が、計画事業42「建築物等の耐震化強化」です。

この事業は、個別目標「災害に備えるまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、減災社会を目指し、区民と区の協働により災害に強い都市づくりや、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちを目指していくというものです。

この個別目標には基本施策が二つあり、一つ目が「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」、二つ目が「災害に強い体制づくり」となっています。この一つ目の「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」の中にこの事業が位置付けられています。

同じ基本施策の中には、後日ヒアリングを実施する計画事業43「道路・公園の防災性の向上」があります。また、先日ヒアリングを実施した計画事業44「道路の無電柱化整備」があります。そして、本日この後にヒアリングを実施する計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」及び計画事業46「再開発による市街地の整備」があります。

計画事業42「建築物等の耐震化強化」は、建築物の耐震化及び擁壁やがけなどの建築物の敷地の耐震化を促進することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを推進する事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、評価シートのご説明をお願いします。

**【説明者】**

地域整備課長です。それでは、評価シートに沿って説明させていただきます。

まず、本事業は、建築物の耐震化と、擁壁、がけなどの敷地の耐震化を掲げています。それぞれ所管課が分かれていて、建築物の耐震化が地域整備課になりますので、最初に建築物の耐震化のことを説明させていただければと思います。

耐震化の支援事業としては平成16年から開始しています。当初は木造建築物への無料の技術者派遣、診断設計の補助から事業を開始していて、工事費の補助と非木造建築物への診断設計工事の補助を追加するという形で、年々支援メニューを増やしています。

さらに、平成23年度からは災害時に非常に重要になる特定緊急輸送道路沿道への耐震化の補助、平成24年には道路に突出した物件、また未接道の物件などへの補助など様々な支援メニューを用意して手厚く耐震化の推進を行っているところです。

それでは、評価シートの説明に入ります。

まず、手段としてこちらに目標を書いています。当面としては、平成27年度までに区内住宅の耐震化率90%を目標として進めています。目標設定ですが、耐震補強工事費の助成をした件数と、耐震補強工事の工事費の助成をした住宅戸数の二つを指標としています。

達成状況についてです。指標1の補強工事を実施した件数ですが、平成26年度は19件ということで、少し低い達成状況となりました。指標2のほうは107戸で達成度75.4%となっており、平成25年度の52.1%を超えた成果を上げることができました。

事業経費については、耐震化支援事業の助成等の経費が主に占めています。

続いて、事業の評価についてです。

目標の達成度ですが、実施の戸数は目標値の75.4%となっています。補強工事の件数は、残念ながら目標を下回っている状況ですが、こちらは個別に事情を調べたところ、工事の予定が翌年に変更されたり、年度をまたがったりしたものが重なってこのような結果になっています。

総合評価ですが、「計画どおり」としています。非木造建築物の助成については、診断を行った建築物に対しての啓発活動が補強設計につながり、平成25年度を上回っているという結果になっています。また、平成27年度には工事の実施の件数が増える予定となっています。診断、補強工事の助成については、平成24年度から減少しているという傾向が全体的にあります。

今後の方向性ですが、平成27年度の取組概要としては、木造建築物については啓発を中心としたモデル地区事業を行います。こちらは、拡充をして更に周知を図っていきます。また、非木造建築物については、都と連携して、マンションの管理組合に直接働き掛けるような活動をしています。これらの取組を引き続き実施し、個別訪問を行っていきます。

また、特定緊急輸送道路沿道については、助成期限の延長、一部所得制限の撤廃等も行ったので、これを更に個別訪問で周知して一層の耐震化に努めていきたいと思っています。

耐震化の説明は以上です。

#### 【説明者】

建築指導課長です。引き続き、擁壁及びがけ改修等支援事業についてご説明させていただきます。ただ今建物の耐震支援のお話をさせていただきましたが、建築物の耐震性強化に当たっ

ては、建物と合わせて敷地の安全性を高める必要があるということで本事業を実施しています。

まず、目的・手段ですが、三つの柱があります。一つ目は、安全化指導及び啓発ということで、主がけや擁壁の安全性を高めるような啓発を行っています。指導という点では、平成21年度から23年度にかけて区内のがけを全数調査して、その調査結果に基づいて悪いところは改修を促しています。比較的条件がいいところについては、それを更に維持継続していただけるよう啓発をしているところです。

二つ目に、コンサルタント派遣ということで、改修等を考えている方に専門家を派遣する制度があります。三つ目としては、改修等の工事費助成ということで、改修工事に当たり工事金額に対する一定の助成をしています。これらの制度を平成24年度から実施しているところです。

指標の3と4をご覧ください。支援事業については、年間の予定件数2件、3件、5件ということで少しずつ増えているのですが、残念ながら平成26年度について相談件数等はたくさんあったのですが、結果的に助成には至っていません。

指標の4です。安全化指導については、区内のがけは3,500件ほどありますが、大体3年に一度の割合で全てのがけに対して個別に所有者の方に細かくその状況に応じた啓発書類を郵送でさせていただいています。それを1,200件程度行って、ほぼ予定数を平成26年度まで実施しているところです。

事業評価についてですが、安全化指導、啓発についてはおおむね目標に達しています。それから、コンサルタント派遣についても年間5件程度予定しており、予定どおり実施しています。助成については、まだ発足してからなかなか周知されていないということと、なかなか浸透していないということがあります。

こういったことを受け、課題にも書かせていただいています。助成件数が少ないということについては一層の普及啓発、それから、かなり状態が悪いものについて、特に重点的に働き掛けをして改修を促していく必要があるのではないかと考えているところです。

平成27年度の取組概要ですが、引き続き毎年1,200件程度の安全化啓発をこれからも実施していきたいと考えています。それから、特に不健全の擁壁等については、重点的に安全化指導を行っていきたいと考えています。

最後に、今後の方向性ですが、やはり建物の改修というのはその成果が目に見えて実感できる場所ではありますが、がけの改修等敷地の安全化については成果が見えにくいということがあります。その辺の必要性については、安全化指導を個別に実施していく中で、皆さんに十分に分かっていただくような方法もこれから考えていきたいと思っています。

改修等を進める重要性についてより一層のご理解を得る方向で事業を進めていくとともに、3,500件ほどある中でも比較的悪い状態のものを重点的に進めることで、結果的に改修を促していきたいと考えています。

説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問等ありましたらお願いします。

**【委員】**

擁壁・がけについて、平成24年度に3,500件と目標を立てて、平成26年度実績は約95.3%ということですが、何をしたのですか。

**【説明者】**

建築指導課長です。3段階評価をした内容を、個別に所有者の方にお伝えしました。比較的健全、やや不健全、不健全という評価で、その判断に当たってはひびが入っていたり、若干石が欠けていたりという要素を加味して、数値的な処理をして評価しています。物によっては写真なども付けてそれぞれの所有者にお送りしています。

**【委員】**

平成25、26年度に調べた擁壁というのは、どういうものですか。

**【説明者】**

建築指導課長です。調べたのは、平成21、22、23年度の3年度で調査した内容を、平成24年度で全件一斉にお渡しして、それから、毎回調査を行うのは費用的なこともあるので、およそ3年に1回になるように大体1,200件ずつ毎年文書をお送りしています。

**【委員】**

平成27年度はどうするのですか。

**【説明者】**

建築指導課長です。平成27年度については、まだ今途中でして、今年も1,200件程度はお送りする予定です。

**【部会長】**

全戸に配布したデータなのですが、そのお宅についてのデータなのか、それともその地域全体のデータなのでしょう。

**【説明者】**

建築指導課長です。この3,500件の内容というのは、あくまでもご自身が持っているがけ、擁壁の内容です。

**【部会長】**

防災的に見ると近隣がどうなっているかということもデータとしてはあってもいいのではないかと思ったのでお聞きしました。

そうすると、郵送で送っているデータというのは、各住宅の診断結果をお送りしているということですか。

**【説明者】**

建築指導課長です。診断の結果をお送りしています。それに応じて改修の方法などを記したパンフレットも同封させていただいています。

**【部会長】**

わかりました。診断結果を郵送していても、その成果がなかなか上がっていない、改修まで

行き着いていないということですね。

**【説明者】**

建築指導課長です。この助成には条件があり、全部の擁壁が対象になるわけではなくて、ある程度規模の大きいもの、それから、所有者の要件として、比較的所得の低い方を対象にしています。反対に、会社が持っているもの、または販売目的のものなどは対象になりません。

ですが、改修は、毎年行われています。例えば、平成26年度では、助成制度の利用ではありませんが、がけを改修して、新しく基準に合う擁壁になったという事例が、年間で30件ほどあります。平成25年度も17件ありました。あくまでも私どもとしては、安全化指導によって改修を進めていただくのを目的としています。どうしても個人ということになると、費用的な問題もあるので、助成を使っていただくというような事業となっています。

**【部会長】**

そうしますと、指標の3は、助成できる件数ということですね。

今のお話いただいた内容が評価シートから分かるようになっていれば、評価がしやすいと思えました。

**【委員】**

擁壁というのは、地震などで崩れると近隣に被害が及ぶ可能性がありますね。しかし、擁壁の修理はとてもお金がかかると思います。全然お金が出せないけれども、とても危険だという場合、特別な措置などはあるのでしょうか。

**【説明者】**

建築指導課長です。そういう方を対象とするために、この助成制度を平成24年度から設けていますので、本来であれば、ご自身の土地に関わるものについてはその方の責任において行っていただく必要があります。しかし、例えば、緊急輸送道路等に面しているようながけについては、それが倒れることによって避難等に支障が出ますので、そういうところの擁壁は補助の対象としています。最高で600万円まで出るような助成制度になっていますので、実際にお使いただければ、費用面ではかなりプラスになるのではないかと思います。

**【委員】**

そういった場合、そのことを先方にお伝えして改修させるというような、そこまで踏み込んだ対応は取られていないのですか。

**【説明者】**

建築指導課長です。調査票の中には、通常の一般的な工法で擁壁をつくる場合、参考までにこれほど金額が掛かるということをお知らせしています。

**【委員】**

3分の1の助成というのは、多いようで少ないような気がします。本当に所得が少ない人のための、もっと特別な措置などはないのでしょうか。

**【説明者】**

建築指導課長です。それなりに土地をお持ちで、ご自身で建物を維持管理なさっているとい

う方は、いわゆる低所得者ではないと認識しています。

こういう制度を持っているのは23区でもそう多くなく、また、その中でもこれだけの金額を助成する区はなかなかないと思います。

【部会長】

建物の耐震化ですが、平成27年度までに区内の90%を目標にしているというお話だったので、平成26年度の時点でどの程度まで達しているのでしょうか。

【説明者】

地域整備課長です。住宅の耐震化は非常に算出が難しく、耐震化促進計画というものを5年ごとにつくっているところですが、そこで推計値を出しています。直近では、平成25年3月時点で88.2%となっています。

その前の、平成20年のときは83.6%でした。この率で順当に推移しますと、90%は達成できる見込みですので、現在の支援制度は間違っていないと考えています。引き続き、啓発に努めています。

【部会長】

ありがとうございます。そういう目標設定のほうの方が分かりやすいと感じます。年間の件数だと、全体がどのくらいなのかということが分かりません。

【説明者】

地域整備課長です。建物の耐震化ですが、支援事業を使って耐震化していく場合、耐震性の重要性を認識していただいてご自身のリフォーム工事の中で耐震化をされる場合、補助を使わずに耐震化工事をされる場合、除却されて建替えを行う場合と、こちらが啓発したことに対する皆様の反応は様々です。そのため、なかなか実績を把握しにくいという状況がありまして、支援事業の件数を目標に設定にさせていただいています。より分かりやすい目標値については、課題として検討していきたいと考えています。

【部会長】

分かりました。備考欄かどこかに90%に向けてどれほど進捗しているかということが入っていればいいですね。

ほかいかがでしょうか。

では、この事業のヒアリングはここまでとしましょう。

<建築指導課長 退室>

【事務局】

それでは、計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」について、体系説明をさせていただきます。

第二次実行計画の156ページをお開きください。上から9段目が、計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」になります。

この事業は、個別目標「災害に備えるまち」に位置付けられた計画事業です。この事業の個別目標及び基本施策の位置付けなどは、先ほどヒアリングを実施した計画事業42「建築物等の耐震化強化」と同様です。

計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」は、区内の木造住宅密集地域において、住宅の建替えや共同化を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性の向上と住環境の改善を図るための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

ただ今の説明に関して何か補足があればお願いします。なければ、評価シートのご説明をお願いします。

#### 【説明者】

地域整備課長です。それでは、計画事業45「木造住宅密集地区整備促進」について、評価シートの説明をさせていただきます。

この事業の対象地区ですが、若葉・須賀町地区が木密事業を進めている地区で、西新宿五丁目地区が不燃化促進事業を進めている地区になります。

まず、若葉・須賀町地区は、木造住宅が非常に密集しているところになります。ですので、こちらでは共同建替えを誘導し、また、道路の拡幅等の整備を行って環境改善に努めています。

経緯ですが、昭和63年に現況調査を実施し、平成2年にまちづくりの会が発足しました。大変長い歴史を持ってまちぐるみで環境改善に努めている地区になります。そして、平成17年3月に1地区、平成20年3月にもう1地区の建替え事業が終了しています。

共同建替えが終了した地区ですが、若葉2-12地区が平成16年度に完了、若葉3-2地区が平成19年度に完了、そして、若葉鉄砲坂西地区と若葉2-11地区について、今現在共同建替えを進めています。

続いて、不燃化特区ですが、平成26年4月1日に西新宿五丁目全体が、都の不燃化特区に指定されました。こちらは、木密地域のうち特に改善が必要としている地区について不燃化を推進する地区ということで指定されました。

西新宿五丁目の北側のエリアでは市街地再開発事業などが進んでいますので、こちらの再開発事業等の支援の中で不燃化を目指していくという扱いにしています。南側については、地域の皆様の意見を聞きながら、住宅の除却や建替えによる不燃化を目指していくものです。

また、特に不燃化特区内では、不燃化建替え、不燃化の除却をしたことで固定資産税や都市計画税の減免制度など、適用できる支援制度が用意されています。

それでは、評価シートに沿って説明をさせていただきます。

まず、手段ですが、若葉・須賀町地区では、今説明した共同建替え、主要道路の拡幅事業を行っています。また、西新宿五丁目地区においては、住宅の建替え等による不燃化の促進を目指しています。

指標ですが、指標1では、若葉・須賀町地区での建替え促進適用住宅の戸数の累計を設定しています。それから、指標2は、単年度の道路拡幅面積を設定しています。指標3は、不燃化特区の西新宿五丁目地区内で木造建築物の除却をした件数を設定しています。

達成状況ですが、指標1は平成26年度の目標195件に対し、若葉の2-11地区を着手したので、53件加えて241件になりました。達成度は123.6%となっています。

指標2ですが、平成26年度は57㎡道路を拡幅したので、目標の58㎡に対して98.1%の達成率となっています。

指標3ですが、西新宿五丁目中央北地区の再開発で68件の木造建築物を除却し、そのほか地区全体で5件の除却が出ていますので、合わせて73件となり、達成率は97.3%です。

事業経費ですが、若葉鉄砲坂西地区、若葉2-11地区、若葉地区での共同建替え事業の補助金、道路の買収、不燃化特区の計画作成委託料が主な内容となっています。

事業の達成度についてです。若葉鉄砲坂西地区ですが、本体工事に補助金を交付し、事業を支援しています。また、若葉2-11地区ですが、平成26年10月に全員同意で事業着手に至り、補助金も交付しています。主要道路に関しては、1か所買収を行いました。西新宿五丁目地区においては、再開発事業地区等による除却件数が目標に近い数値となっており、「達成度は高い」と評価しています。

総合評価に関しても、今申し上げた実績により、「計画どおり」と評価しています。

今後の方向性についてです。若葉・須賀町地区の木密事業に関しては、引き続き地区の地元主体の共同建替えを支援するとともに、道路等の拡幅を図っていくということで継続したいと考えています。また、西新宿五丁目地区についても、引き続き再開発事業の支援を行い、また、南側の地区では懇談会などを開催して、地元とともにまちづくり方針などを作成し、地域の不燃化のルールを決めて不燃化を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

目標設定ですが、それぞれの目標数値はどういう根拠で設定したのでしょうか。

**【説明者】**

まちづくり、共同建替えをするに際しては、かなりの年数が掛かります。ですので、実際にここ何年かで動きそうな戸数を推定して目標値を設定しています。こちらの目標値については、現在動きのある若葉鉄砲坂西地区と若葉2-11地区を想定して定めています。あくまでも実態に合わせてということです。

**【委員】**

この事業の効果はこうであるという整備前・整備後の写真があれば理解しやすいですね。

**【説明者】**

そういった写真ももちろん持っていますので、今後資料としてお示しさせていただければと思います。

**【委員】**

共同建替えというのは、その地域の意見が合意されて、全員一斉に新しく建て直すのですか。

**【説明者】**

今、個別に家を持たれている全員の方が合意して、共同のマンションを作ります。中には、ほかのところへ移転される方もいらっしゃるれば、新しい住民の方が来られるということもあります。

**【委員】**

個別の建替えということもあるのですか。

**【説明者】**

共同でまとまらない場合は、個別で建て替えざるを得ないような状況も出てきます。それに関しては、まちづくり協議会を地元につくっていただき、そちらに諮った上で個別の建替えを行うことになります。ただし、将来、共同建替えが地域で起こるようなときには、共同建替えに賛同するといったような念書をいただいて進めている状況です。

**【委員】**

これから推進していく上に当たって、建替えの機運を高めるために、整備前と後の写真や、共同建替えの建物に実際に住まわれている方のご意見、住んでみて良かった点などをPRするといったのではないかと思います。

**【説明者】**

写真については、そのような形で実際にPRしているところです。また、実際に住まわれている方から、良かったというお声もいただいていますので、それらをPRに活用したいと思います。

**【委員】**

建替え促進助成というのは、どういう助成なのですか。

**【説明者】**

共同建替えに要する経費、つまり除却費、建築設計費、廊下・階段・エレベーター・給排水設備などの共同施設整備費などの経費の一部を助成します。

**【部会長】**

評価シートに全てを書くということは難しいでしょうが、各指標の目標水準が、そういった根拠で設定されているのかが分かると、成果が非常に分かりやすいと思いました。

では、次の事業に入りましょう。計画事業46「再開発による市街地の整備」について、事務局から体系説明をお願いします。

**【事務局】**

第二次実行計画の156ページをお開きください。上から10段目が、計画事業46「再開発による市街地の整備」です。

個別目標は、「災害に備えるまち」というものです。個別目標と基本施策の位置付けについては、先ほどヒアリングを実施した計画事業42「建築物等の耐震性強化」及び計画事業45「木

造住宅密集地区整備促進」と同様です。

計画事業46「再開発による市街地の整備」は、防災・安全・住環境等の課題を抱える地区について、地元権利者等の参加による市街地再開発事業等を支援し、安全で安心して住めるまち、地域の特性がいきるまち、みどりの多い快適なまちを実現するための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

#### 【部会長】

よろしいでしょうか。それでは、評価シートのご説明をお願いしたいと思います。

#### 【説明者】

それでは、計画事業46「再開発による市街地の整備」についてご説明させていただきます。

まず、枝事業としては三つ、市街地再開発事業助成、防災街区整備事業助成、市街地再開発の事業化支援があります。

評価シートの説明に入る前に、市街地再開発事業中の3地区、西富久地区、西新宿五丁目中央北地区、四谷駅前地区についてご説明をさせていただきます。

まず、西富久地区ですが、バブル期の地上げの影響を受け、土地が虫食い状態になってしまい、また、建物についても非常に老朽化が進んだものが多数を占めるという状況でした。そこで、市街地再開発事業が計画され、高さ180mの住宅高層マンションが建つ予定となっています。戸数としては約1,100戸という計画です。

平成9年頃、まちづくりの動きが起こり、平成24年5月に建築工事に着手して、平成27年9月にいよいよ完成する運びです。

続いて、西新宿五丁目中央北地区です。こちらは十二社通りに面した部分は中層の建物が建っていますが、内側の部分には非常に老朽化した建物が密集していて、災害時に危険の高い地域となっています。こちらにおいて、再開発の動きが進んでいます。

都市計画の内容ですが、高さ200mの高層マンションの建設が計画されています。計画戸数は約960戸です。

平成4年からまちづくりの動きが起こり、平成26年3月に建築工事に着手、平成29年10月に完成予定となっています。

四谷駅前地区についてです。こちらは、財務省の官舎や小学校の廃校の跡地といった公用地の未利用地がかなりの場所を占めていて、こちらの公用地を中心とした一体的に有効な土地利用を図るということで再開発計画が進んでいるところです。

こちらは、高さ145mの事務所が建設される予定です。住宅も建設されますが、50戸ほどの規模になります。

再開発の動きとしては、平成16年からまちづくり協議会が発足して、平成27年度に着工の予定です。竣工予定は、現在のところ平成31年度となっています。

それでは、評価シートについてご説明させていただきます。

平成26年度の主な事業内容についてです。

まず、市街地再開発事業助成ですが、西新宿五丁目中央北地区及び西富久地区の市街地再開

発については、組合への助言並びに本体工事に対しての補助金の交付を行っています。また、四谷駅前地区では、事業認可について再開発協議会に支援を行っています。

防災街区整備事業助成ですが、こちらは市街地再開発に類するもので、通常は土地建物の権利から共同建物の床に権利変換をしていきますが、防災街区整備事業助成の場合は、そのほかにも土地から土地へ個別に建替えをするメニューも選べるなど、柔軟性のある内容となっています。こちらは、現在、都市計画手続に入っているところです。

市街地再開発の事業化支援ですが、西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区の再開発の準備が進んでおり、準備組合への助言を行っています。

目標設定についてです。各指標の定義ですが、再開発の機運までで0%、準備組合等の設立に30%、都市計画決定時で50%、事業認可時に70%、権利変換計画または工事の着手で90%、完成100%と定義して、各事業における進捗率を指標に設定しています。

達成状況ですが、備考欄にそれぞれの地区の進捗を書いています。西新宿五丁目中央北地区では、既に着工しているのが90%、西富久地区も着工しているのが90%、四谷駅前地区では事業認可を受けたので70%としています。これらを平均して平成26年度の進捗率を83.3%とし、100%達成率となっています。

続いて、防災街区整備事業ですが、西新宿五丁目北地区では準備組合を設立しているのが進捗率30%で、100%の達成率となっています。

市街地再開発の事業化支援地区ですが、西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区とも準備組合を設立しているのがいずれも30%の進捗率で、100%の達成率となっています。

次に、事業経費です。今工事を行っている西新宿五丁目中央北地区と西富久地区への補助金の交付が主な内容です。そのほかは事務費といった経費です。

続いて、事業の評価についてです。

目的の達成度ですが、西富久地区、西新宿五丁目中央北地区、四谷駅前地区、西新宿五丁目北地区、事業化支援地区とも順調に進捗しているのが「達成度が高い」と評価します。

総合評価についても、「計画どおり」と評価しています。

今後の取組についてですが、平成27年度は、四谷駅前地区の権利変換計画作成の支援を行います。また、西新宿五丁目中央北地区については、都市計画案を策定して都市計画決定を行います。また、本体工事完了予定の西富久地区、本体工事中の西新宿五丁目中央北地区へは助言、支援を行って順調な工事進捗を促していきます。平成27年度も引き続き組合等を支援し、安全・安心の実現のための市街地再開発事業等を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

#### 【部会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について何かご質問ありましたらお願いします。

#### 【委員】

防災街区整備事業助成は、いつごろ開始したのですか。

**【説明者】**

平成26年度からです。事業としては、最初は再開発として進んでいたのですが、事業の実施根拠法を「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に変え、平成26年度より、市街地再開発事業ではなく防災街区整備事業ということで事業の位置付けを変更しました。

**【部会長】**

当初は市街地再開発事業だったのですね。ということは、再開発の区域が防災街区に変わったということなののでしょうか。地権者の方々の意向はどうだったのですか。また、この事業手法を使おうと思われた理由などを教えてください。

**【説明者】**

当初は通常の再開発として進めていたのですが、地権者の中には、共同住宅ではなく、やはりどうしても戸建ての住宅に住みたいという方々がいらっしゃいました。そういったことができる手法を、地元としてはいろいろ模索していたところであり、結果、個別利用と共同化の両方が可能な、防災街区整備事業に手法を切り替えたという経緯です。

**【部会長】**

西富久地区には、平成26年度に視察に行かせていただきました。ここは、都市再生緊急整備地域に入っていますね。これは、どういう経緯で指定がされたのでしょうか。

**【説明者】**

平成14年7月に都市再生緊急整備地域の指定を受けていますが、同地区の再開発や環状4号線の拡幅の関係などにより指定されました。

**【部会長】**

指定を受けたことによって、計画は変わったりしたのでしょうか。

**【説明者】**

そういうことは特にありません。

**【委員】**

工事中の環状4号線は、いつ頃完成なのでしょう。

**【説明者】**

西富久地区の横に関しては平成28年度に開通する予定なのですが、全体の完成は、もう少し先になると思います。

**【部会長】**

ありがとうございました。

では、本日はこれで閉会とします。

<閉会>